
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.96 2018/1/16

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について通知

1月12日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

農林水産省より各都道府県知事宛て通知を発出したとの情報提供がありましたのでお知らせします。

引き続き、食鳥処理場における鳥インフルエンザを疑う場合のスクリーニング検査及び感染の疑われる生体の搬入防止の指導等の実施についてご対応をお願いします。

1月11日、農林水産省消費・安全局長から都道府県知事に通知された内容の主なものは次のとおり。

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

香川県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

本事例は国内での、今シーズン初めての発生事例となります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000191050.pdf>